

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
12番 瀧川 堯文 委員 13番 南 栄江 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては、議案第12号から議案第14号について及び報告第8号から報告第10号について、皆様方にご審議、ご協議していただこうと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、2ページをお開きください。

議案第12号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30の16。藤森委員、説明願います。

○藤森委員

22番藤森が番号30の16について説明させていただきます。

土地の所在地、蕃山持田360-1、登記地目、田、現況地目、田、面積219㎡。譲受人、蕃山●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人、蕃山■■■■、■■■■、■■歳。これ、譲受理由、増反による。労力不足ということです。耕地面積が、●●●●さんの面積が合計で2,200㎡ということになっております。この方、家族は2名ということで、自分で農業等やっている状況です。

場所は、地図の1ページ、蕃山、ブルーラインのジャンクションの二、三百m東側、これ県道八木山線になっていますが、恐らくブルーラインの延長線で日生・寒河線だと思っております。これの土手の下側になりまして、川のすぐへりということでございます。県道は、この地図からいうと、真っすぐ上の××××さんのほうに通っているのが県道だと思っております。要は、ジャンクションのすぐ近くということでございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長

それでは、事務局、調査書のほう説明願います。

○事務局

議案第12号、受け付け番号16番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人は■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、説明をいただきました。

皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それでは、判断をしていただきます、農業委員さん。30の16について許可相当としていい委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。わかりました。許可といたします。

○藤森委員

ありがとうございました。

○石原会長

30の17に参ります。

信宮委員、説明願います。

○信宮委員

それでは、27番信宮が30の17について説明させていただきます。

土地の所在地、鶴海1478-4、登記地目、田、現況地目、宅地、47㎡。次が、鶴海1479-1-1ということで、登記地目、田、現況地目、田、158㎡のうちの128㎡が田でございます。次が、鶴海1479-1の残りの部分でございますけど、30㎡が空き地ということになっているようです。

これは、宅地になっていますのは、農業倉庫があるということで、現況地目が宅地ということになっています。1478-4と1479-1のところにまたがって農業用倉庫があるということになっております。

次に、鶴海1648、登記地目、現況地目ともに田でございますして207㎡。同じく1659、登記地目、現況地目も田で740㎡。鶴海1660、登記地目、現況地目ともに田で590㎡。鶴海1668、登記地目、現況地目とも田で1,501㎡。鶴海1687-1、登記地目、畑、現況地目も畑で187㎡。それから、鶴海1735、登記地目、現況地目ともに田でございますして869㎡でございます。譲受人は、鶴海●●●●、●●●●、●●歳、農業でございます。譲渡人は、瀬戸内市長船町土師■■■■、■■■■、■■歳でございます。譲受理由はその他ということでございます。これは、大阪のほうから移転されてこられるということです。譲り渡し理由は、労力不足。譲受人の耕作面積は4,299。家族は1とということでございます。

この●●●●さんは、大阪のほうからこちらのほうへ引っ越してこられるということで、8月は奥さんだけがこちらのほうへ住所を移されて、2年後ぐらいにはご主人さん、子供さんも皆さん来られるという予定になっておられるようでございます。こちらに来られたときには、カフェと軽食、そういったことをこちらのほうでされるということで、住宅とともにこの農地を購入しているということでございます。

地図のほうを見ていただきますと、2ページの地図ですけど、地図の上の中央のところへ道路がありますけど、ここが久々井、この前、農地パトロールに行ったところ、ずっと奥へ奥へ行きますと、山を越えて鶴海のほうへおりてきます。そのところで、おりてきて、この地図の、少し入っていないんですけど、少し上のところが例の土方商店の米の倉庫がありまして、太陽光の下でシイタケ栽培をされておるといふところになります。それで、そこまで行かない、大体200mぐらいで、この土地のところになります。ここからまた四、五百m行きますと、県道の備前・牛窓線、39号線ですね、そちらのほうへ出るという、小林歯科医院のところを通過して出るという大体位置になります。先ほど説明しましたけど、地図の中で道路のエリアの図、鶴海1478-4のところと1479-1のところと赤くなっておりますけど、ここのところに四角のがありますのが、ここは農業倉庫があるということでございます。

●●●●さんは、こちらへもう来られてからは、野菜とか果物をつくらうと、つくられるということでございます。その間は、大体のところは、現在耕作をしておられる方がおりますので、その間は耕作していただけるものと思っております。

以上でございます。ご審議の上、許可いただきますよう、よろしく申し上げます。

○石原会長

それでは、事務局、調査書のほうを説明願います。

○事務局

議案第12号、受け付け番号17番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人は■●■●でございます。

農地法第3条第2項各号の許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30の17について説明いただきました。

皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

何もあります。

補足ですか。

じゃあ信宮さん、補足説明。

○信宮委員

補足させていただきます。

この地図の真ん中のところに■●■●というのが、■●■●っていう番地のところへ家があると思います。その家と合わせて購入されたということでございます。

以上です。

○櫻本委員

この方は、大阪から来られて、農業の経験っていいですか、そういうなんのあたりを少し説明していただきたいと思います。

○石原会長

どのように展開なさるんかということですかね。

○櫻本委員

そういうことですね。

○石原会長

お願いします。

○信宮委員

農業の経験はないようですが、こちらへ来て、野菜とかそういうものをこれからつくりたいと、こういうことでございまして、たちまち奥さんのほうがこちらのほうへ来られて、奥さんが通いといますか、大阪へ行ったり、こちらへ来られたりしながら自営して、ご主人さんは2年ぐらいたつとこちらのほうへ、現在サラリーマンですが、こちらへ来られるということで、その間は本格的な農業はできないんじゃないかなと思いますけど、順次、野菜とか果物をつくる準備を進めて、後はコーヒー、軽食、そういった店をされるという予定でございます。地元の方も非常に協力的でございまして、現在も耕作、ほとんどのところが耕作しておられますので、順次、教えてあげながら、道具もそろえてされていくという予定のようでございます。

○石原会長

よろしいですか、櫻本さん。

○草加委員

同じ質問なんですけど、こういう農地が荒れるというのはまことに心配なことだからいいことなんですけど、それが2年待てなかったのかなあとかというような状況も含めて、今、ことしあたり、それからもう2年後は、この農地はつくられるんですか。そういうことを、どなたがつくられるっていうようなこともお尋ねできたらというふうに思います。

○石原会長

信宮さん、答えられますか。

○信宮委員

今までも、この左側のほうの大きな田んぼについては、稲をつくっておられまして、去年はつくっていなかったんですけど、そういうことで、現在でも草を刈って、トラクターで耕したりしておりますし、これからも何かをつくって、協力してあげるんじゃないかなというふうに思います。

○石原会長

草加委員、よろしいですか。

○草加委員

それは想像でしょうですが、これだけの土地ですから、荒れてしまったらつくれなくなるっていうことはないと思いますけど、ちょっと気になりますね、2年待てなかったのかなっていうようなことも含めて。

○石原会長

一般に、3条で農地を購入するというのは、目的は農地を農地として利用するっていうのが大原則で、だから耕作に供しないとなると土地転がしの目的になっちゃうんで、認められないということで、この状態を、今の現況をキープしていただければ問題ないんですけども、そこを危惧なさるとんかなと、草加さんが。ですね、草加さん。

本当に地元の方が、たちまち今、●●●●さんは、農機具は持っていらっしゃらないですよ。だから、その農機具なんかは地元の方がご協力なさって、お貸ししたり、あるいは耕うんしたりなさって2年後を待つわけですね、結局。その2年後、こういう事業が、例えばカフェとかそういうことが始まっても、この農地はキープできていくんですかっていうご心配だと思うんですよ、草加さんがおっしゃっているのは。そこはどんなんですか、信宮さん。

○信宮委員

奥さんだけではちょっと難しいと思いますけど、ご主人さんも仕事をやめられて、2年後ぐらいにはこちらへ来るというふうに、この前、私がお聞きしたときにはおっしゃっておられました。野菜とか果樹をつくりたいというふうにおっしゃっておられましたので、つくっていただけのものと思っております。

○石原会長

それしかないですね。今の段階では、それしかお答えようがない。
草加さん、いかがなんですか、信宮さんの。

○草加委員

ぜひ、この方に会って話をお聞きしてみたいような気がいたしました。理由はわかりました。

○石原会長

もし、またいい機会があったら、草加さんとお会いさせてあげてください。
ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います、農業委員さん。賛成の方は、許可相当の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

ほぼ全員ということですね。1人のけて全員ということでもあります。許可といたします。

じゃあ、次に参ります。

3ページをごらんください。

3条の規定による所有権の移転申請承認です。

30の18、今脇委員、説明願います。

○今脇委員

それでは、23番の今脇が番号30の18について説明いたします。

土地の所在地、佐山4432、登記地目、田、現況地目、田、登記面積1,493㎡。譲受人、佐山●●●●、●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人、佐山■■■■、■■■■、■■歳。譲り受け理由、増反による。譲り渡し理由、労力不足。譲受人の耕作面積、1万9,003㎡。家族数3人です。

このたび、双方の話し合いがまとまって、成立したと聞いております。

3ページの地図をごらんください。

ちょうど左上に、岡山県備前市佐山付近とこう書いてあります位置図、この間が県道備前・牛窓線39号です。これから約100mほど左、西側に行きますとフルーツパークびぜんの入り口ですし、これから200mほど東に行きますと旧JA佐山経済センター、ですからちょうどこの赤い田のところは、県道から600mほど入ったところにある土地でございます。ご審議の上、ご決議を賜りますよう、よろしく願います。

○石原会長

それでは、調査書のほうを事務局、説明願います。

○事務局

議案第12号、受け付け番号18番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人は■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えております。

以上でございます。

○石原会長

では、説明をいただきました。

皆様方からご質問、ご意見を頂戴いたします。

今脇委員さん、ここのところを上空からグーグルマップで見ますと、温室ですか、これは。

○今脇委員

そうです。

○石原会長

温室が見えます。この赤いところで囲んだやつは。そうすると事務局、温室って、あれは固

定資産がかかっている物件ですよ、温室は。ハウスはそうじゃないけれども。

そうすると、今、この現況のところ、登記地目は田なんでしょうけれども、温室って田扱いでいいんですか。

○事務局

済いません。ちょっと把握できておりませんので、また税務課のほうへ確認したいと思えます。

○石原会長

多分、パイプのハウスで僕らがするのは固定資産かからないんですけれども、温室の場合は下へ基礎をブロックとかコンクリでやっとするでしょう。ああなると、固定資産がかかって、評価が建物扱いになるんじゃないかなあってというふうには私は、わからんですけど、昔は何かそうだったと思うんですけれど。

○委員

移動できんもんだったら固定資産。

○石原会長

税務課から何か言われていません。

そうすると、こういう一般案件で扱っていいのかなあって私、今協委員さんも危惧なさって、僕のところへ電話、事前にいただいたんですけれども。

○事務局

調べますんで。

○石原会長

調べてみてもらえます。

○事務局

一番最後に回して。

○石原会長

一番最後に回しましょう。

一番最後に回させていただいてよろしいですか、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

ちょっとそこらあたり、はっきりしたほうがいいと思えますんで。

今協さん、申しわけありません。一番最後に、丁寧に行きましょう。

ちょっと、じゃあそういうことで、税務課のほうで確認してきていただきます。ちょっと時間を要します。

30の19に参ります。

30の19、杉山委員、説明願います。

○杉山委員

それでは、17番の杉山が30の19についてご説明いたします。

土地の所在地は吉永町三股272、地目は登記、現況とも田です。面積は1,034㎡です。譲受人は、吉永町三股●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人は、吉永町三股■■■■、■■■■、■■歳。申請地は、●●●●氏の田にこれ隣接しております。譲受人は、増反でありま

す。譲り渡し理由は、労力不足です。譲受人の耕作面積は2万3,719㎡。耕作者数は3人です。

図面の4ページをお開きください。

申請地の図面には出ておりませんが、右、東の方向に約300mほど行きますと吉永の支所があります。また、この申請地の下になりますが、南の方向に約400mのところには山陽本線の吉永駅があります。それで、先ほど申しました申請地の西側の土地2筆が、隣接しているのが●●●●氏の田となっています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃあ、事務局、調査書を説明願います。

○事務局

議案第12号、受け付け番号19番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人が■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

この案件は、例の10ページの18の合意解約とリンクしとんですね。ですよ。

一番最後のページ、最後から2番目のページを、10ページを見ていただければ、皆さん、■■■■さんの解約とともに、今度は3条で●●●●さんがお買いになると、お求めになるということでもあります。

では、ご質問、ご意見を頂戴いたします。

特段ありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それでは、ご判断願います。

30の19につきまして、許可相当とする農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。わかりました。許可といたします。

○杉山委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

4ページに参ります。

議案第13号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30の11、これずっと太陽光じゃけど、1個ずつ行ったほうがいいんですかね。行ったほうがいいんですかね、事務局。

○事務局

はい。

○石原会長

じゃあ、1つずつ行きます。
30の11、ここから岡野さんがずっと続きます。
岡野さん、説明願います。

○岡野委員

6番の岡野が30の11を説明させていただきます。

土地の所在地、伊里中376番地、登記、現況地目とも田です。438㎡です。それから、伊里中377番地、これも登記、現況地目とも田で、416㎡です。もう一つ、伊里中378、登記地目、現況地目、田です。これも764㎡です。譲受人は、和気郡和気町藤野●●●●、●●●●、●●歳、会社員です。譲渡人、伊里中■■■■、■■■■、■■歳です。転用目的、施設の概要は、太陽光発電施設です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

済いません。地図のほう、5ページに地図がありますけど、ここに赤で記していただいています。それで、このちょっと上っていうのか、伊里中376というて書いておる辺のところが、今、太陽光発電の施設が置いてあるとこです。376というて数字のある上と、そのカーブになっている辺が、今太陽光発電を置いています。

○石原会長

やっていますよね。

○岡野委員

はい。そういうとこです。ご審議のほど、よろしく願いします。

○石原会長

じゃあ、それでは30の11につきまして、ごめんなさい。補足説明願います。

○事務局

議案第13号、受け付け番号11番でございます。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど岡野委員からご説明があったとおり、申請人の太陽光発電設備ということでありますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金について借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電設備のため、必要最小限の面積であり、適当であると考えます。また、周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、説明いただきました。
皆様方からご質問、ご意見頂戴します。
何か質問ございませんか。
ごめんなさい、草加委員。

○草加委員

これが次へとつながっていくことも含めての質問なんですけども、譲渡人が、見たら11から14まで■■■■姓でおられるんで、あ、この人たちはお身内なのかなということを感じます。

それから、15はちょっと違うんで、そうかなということ、それと同時に11から14まではソーラーをされる会社が一緒なんで、あ、これもそういうことの状況かなということなんですけど、今月のときにこういう5件が同時に発生するというふうなことも含めて、その辺を事情の説明をいただきたいし、ここの土地全体を見ていましたら、太陽光がずっと今、もこもこもこもこっと起き上がっている状況なんで、あの谷一体が何か太陽光になってしまうんじゃないかなというふうな、そんなような状況にも見えますし、近隣の方は、全く関心がないからよろしいですよみたいなことになるのかなというふうなこともあったりして、本当に体裁のいい話で、太陽光ということはいいことでもありますんでということと、エネルギーが今後、エネルギー需要というふうなこともあって、大きな問題になってくるかと思えますけども、その辺のところの事情、こういう連動、5つも持たれて大変だったなということだと思えますんで、その辺ちょっと、冒頭で申しわけないんです、ちょっとご説明いただけたらと思います。

○岡野委員

体を、病気持ちなので、田んぼはつけてなかったんです。20年ぐらい、田んぼの管理はしていただけど、何もしてないところで、ことしになったら私のおうちにも電話がありましたけど、山とか田んぼとか売るところはありませんかというお電話とか、そういうのが頻繁にかかってきますから、そういうので、あ、この機会に、もう田んぼもつくりたくないし、自分も年だし、息子は都会に出ているしという感じで、そういうふうに変えなされたらいいと思います。

それから、▲▲▲▲さんが3筆ありますね。その次に、■●●●さんというのは■●●●産業の会長さんです。親戚関係になります。この後の●●●●さんは難田の方なので、この方もつけていません。私とこと、家からいけば100mぐらい先の南側になりますけど、ずっと、いつも田んぼの管理だけはしてくださってましたけど、大阪ガスが何年前に来ましたか、5年ぐらい前に備前市に入りました。あのときに、そこの◆◆◆◆さんの土地は大阪ガスの事務所が建ったりとかいろいろして、余計、2枚の田んぼを1枚にしいように整地してもらっていたから、ちょうどこういう話になったんじゃないかなと私は思っていますけど。よろしいでしょうか。

○石原会長

何か草加委員、ありましたら。

○草加委員

私。

○石原会長

またさらに。

今の岡野さんのお答えでいいですか。

○草加委員

まことにありがとうございました、ご説明。

それで、申請は全部同時に来たんですか。

○岡野委員

同時というより、木曜日と月曜日だったかな。私も全然それまで何も聞いてなくて、連絡が入って、現地へほんなら行ってみますということで、場所も私わからなくて、▲▲▲▲さんっていう名前も、後で行ったら▲▲▲▲さんが出てこられたから、あ、▲▲▲▲さんってこの顔かという感じで、そういう感じに。

○石原会長

事務局、草加委員の、事務局、事務局さん、何か草加さんの。

○事務局

ちょっと待ってください。

済いません。11番から14番までが、同じ行政書士さんが事務手続を代行されていますので、一緒に持ってこられました。

○石原会長

何かありますか。

○草加委員

済いません。先月、私どもの発表の中にも意見ございまして、譲り渡して、譲り受けてやられとったんですけど、その人の事情は家族の中でそういうこと、買ってくださる会社に関係があったから売れたんですってというようなことを言われて、もう一つは家族が農地を次の代に譲るのに、息子たちが全く興味を示さないんで、親として困っているんですってというようなことを言われるんです。これはいろんな意味で社会問題だと思うんですけど、だから今、我々が元気なうちに処分を考えてやりたいんだってというようなことを言われて、ほかの農地もそういう方が来られたもんですから、声をかけたんですけど、あの農地は適しませんってことを言われましたというたりして話をいただいたりして、それがもう一つ何かあるかというたら、山の事情がありまして、山のすぐ袖は日照の問題があったりするというようなことと、それともう本日の新聞なんかを見ていると、農地を買います、農地を譲ってくれませんかといったりして、非常に大きなパンフレットが、広告が入ってきておるような状況ということなんですけど、こういうことはもう本当に心配なんですけど、事務局としてもどうなんでしょうか。その辺のこと、先の見通しということを含めていかがなかなというように感じますが。

○石原会長

かなり難しい質問ですけれど、事務局答えられる範囲で。

○事務局

難しい問題なんですけれども、基本的に今回の場合は3種農地ですので、3種農地はいたし方ないかなという思いであります。

やはり農業委員会としては、1種、2種、このあたりをしっかりと農地として残していく、3種農地につきましては、耕作放棄地でいいますと、分母を減らす意味でも、その用途のとおり土地の形状がなっていけばいいかなという思いであります。何か、質問の答えになっていないようなんですけれども、そういう思いでありますので。

○委員

板挟みですね。

○石原会長

そう思います。ありがとうございます。

それともう一つ、これ岡野さん、ここへ物資を搬入するための道等々は、この地図ではうかがい知れんのですが、下のほうへ道、道って書いてあるけど、これちゃんとそういうのは。

○岡野委員

この池の下側に道があるんです。だから、そこから来て、14番の379と380がこの赤の左っ側のとこの面積ですので、そこまで道が入ってきますから、それから延びてくると思います。

○草加委員

はい。

○石原会長

それじゃあ、わかりました。
ほかにご質問、ご意見ないよう……。

○森安委員

ここの、14番までの農地を集めたちょうど真ん中にある375番と374は、もう何もつけてない
ってということになるんですか。何か、別に影響はなく。

○岡野委員

何もないと思いますけど。その間の、今の太陽光をしている下の辺、こちら辺は全部もう放
棄地になっていますので。

○石原会長

よろしいか。

○森安委員

はい。

○石原会長

じゃあ、ないようでしたら、ご判断をしていただきます。
農業委員さんにお尋ねします。許可相当とする農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

過半は行っていますね。
それでは、許可といたします。
引き続き、岡野委員、説明願います。30の12です。

○岡野委員

6番の岡野が30の12を説明します。
伊里中西373-4、登記、現況地目とも畑です。26㎡。それから、伊里中西373-5、登記地
目、現況地目、田、482㎡です。譲受人は、和気郡和気町藤野××83と書いてますけど、前の分
には32番地になってるんだけど、これは……。

○石原会長

事務局、正しいのは。

○事務局

済いません。××83番地1が正しいです。申しわけありません。

○岡野委員

●●●●、43歳、会社員です。譲渡人は、伊里中57番地1、■■■■、■■歳です。転用目
的、施設の概要は、太陽光発電施設と太陽光発電です。審議のほど、よろしく願いいたしま
す。

○石原会長

それでは、引き続きまして、ごめんなさい、補足説明を願います。

○事務局

議案第13号、受け付け番号12番でございます。

農地区分につきましても、先ほどと同じように第3種農地と判断します。

転用目的につきましても、岡野委員の説明のとおり、同じく太陽光発電設備ということで、目的についても適当であると考えます。

資力及び信用につきましても、先ほどと同じでございます。違反転用はありません。また、資金についても借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

また、小作等の妨げ等もない、該当しないと考えます。

また、面積についても、太陽光発電設備のための必要最小限の面積であり、適当であると考えます。

また、周辺の農地への営農条件の支障の有無に関しても、支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

似たような案件が続くわけですがけれども、ご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ご判断願います。

農業委員さんにお尋ねします。30の12について許可相当の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。全員ですね。許可といたします。

30の13、参りましょう。

岡野委員、説明願います。

○岡野委員

6番の岡野が30の13を説明させていただきます。

伊里中西350、登記地目、現況地目、田です。592㎡。伊里中西351、登記地目、現況地目とも田です。329㎡。譲受人は、和気郡和気町●●●●●、●●●●●、●●●●●歳、会社員。譲渡人は、伊里中■■■■■、■■■■■、■■■■■歳です。転用目的、施設の概要は、太陽光発電施設と太陽光発電電です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

事務局、じゃあ補足説明お願いします。

○事務局

議案第13号、受け付け番号13番。

まず、農地区分につきましては、先ほどと同じく第3種農地と判断いたします。

転用目的につきましても、先ほど岡野委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電設備ということでありますので、目的についても適当であると考えます。

次に、資力及び信用についてですが、申請人は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については借入金で賄う計画であり、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電設備のため、必要最小限の面積であり、適正と考えます。

また、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。皆さんのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30の13を皆様方、説明いただいたので、ご質問、ご意見頂戴いたします。

ほぼ同じような案件ですので、ご判断を仰いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

ご判断を農業委員さん、よろしくお願いいたします。許可相当の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可といたします。

○岡野委員

ありがとうございました。

○石原会長

30の14、参りましょう。

○岡野委員

6番の岡野が30の14を説明させていただきます。

伊里中379、登記地目、現況地目とも田で1,044㎡です。伊里中380、登記地目、現況地目、田、468㎡です。譲受人は、赤磐市沢原●●●●、●●●●、●●歳、会社員。譲渡人は、伊里中■●■●、■●■●、■●歳です。

地図のほうの8ページを見ていただいたら、ここに出ていますけど、池があって、土手があって、その下に道がついてますんで、今さっき言われたように、そのときにこのニシイケジリのこの田んぼのここに入ってこれるので、次の●●●●さんの分にも行けるという感じになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30の14につきまして、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局

議案第13号、受け付け番号14番でございます。

まず、農地区分につきましては、先ほどと同じく、第3種農地と判断いたします。

転用目的につきましても、申請人の太陽光発電設備ということで、目的についても適当であると考えます。

また、資力及び信用につきましても、過去に違反転用等はなく、また必要な資金についても借入金で賄う計画であり、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、また農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

また、申請に係る農地の面積ですが、太陽光発電設備のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

また、周辺の農地への営農条件の支障の有無についても、支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、説明いただきましたので、30の14につきましてご質問、ご意見頂戴します。

○亀井委員

済いません。費用はどのぐらいぐらにかかるんですか。

○石原会長

上からずっと言っていたでしょうか。

○亀井委員

ええ。

○石原会長

設置費用と、ちなみに発電量等を瀬尾君、もしわかったら。字が小さくて、眼鏡かけとつても見えない。

○委員

何やらわからんの。

○石原会長

全然見えんのです。

○委員

見えんからな。

○委員

見えん、確かに。

○石原会長

ちなみに、11から14、15まで、もう先取りして。発電量と、発電出力とそれから費用。発電量書いとんかな、このちっちゃいところ。見えないんで。何キロワットとか、どこへ書いとんですかね。

○委員

2キロワット。

○事務局

設置費用につきましては、大体、面積にもよるんですけど、1,000万円から一千数百万円というところのようでございます。

発電量につきましては、11番につきましては275ワット……。

○石原会長

1枚当たりじゃろ、1枚当たり。申請出力49キロ……。

○事務局

申しわけありません。49.5キロワットでございます。

○事務局

50行かんようにしとんです、恐らく。さっきの条例ができつつあるのが50キロワット以上です、この備前市のホームページに載っとるやつ。ごめんなさい、どうぞ。

○事務局

12番でございますが、申請出力が16.5キロワットでございます。13番が33キロワットでございます。

○石原会長

これ49ぐらい。

○事務局

14番が49.5キロワットでございます。
以上です。

○石原会長

よろしいでしょうか、亀井委員。

○亀井委員

はい、わかりました。

○石原会長

大体、設置費用は、もう個々にはあれですけど、1,000万円から1,000万円余ということであります。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようでしたら、ご判断を仰ぎます。
農業委員さんにお尋ねします。30の14について、許可相当の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可ということになります。
そして、最後の説明を岡野委員、30の15をお願いいたします。

○岡野委員

6番の岡野が30の15を説明させていただきます。

伊里中492-1、登記地目、田、現況地目、畑になっています。譲受人、東京都台東区上野3丁目24番6号、株式会社ロックと読みますか。譲渡人は、穂浪■■■■、■■■■、■■歳です。転用目的、施設の概要は、太陽光発電施設で太陽光発電です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○石原会長

事務局、説明願ひます。

○事務局

議案第13号、受け付け番号15番、まず農地区分につきましては、先ほどと同じ地区になりま

して、第3種農地と判断します。

また、転用目的につきましても、先ほど岡野委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電設備ということですので、目的についても適当であると考えます。

また、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

また、転用行為の妨げとなる小作の関係であります、小作人等はいないため、該当しないと考えます。

次に、申請に係る農地の面積ですが、太陽光発電設備のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

また、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長

30の15につきまして、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

○草加委員

このキロワットは幾らでしょうか。

○石原会長

これは、発電量は幾らですか。

○事務局

こちらのほうは……。

○石原会長

ちょっと大きいですね、前よりも。

○事務局

こちらのほうは、きょうお配りした資料14ページにございますとおり、82.5キロワットと大きいようでございます。

○石原会長

これも設置の費用は、設置費用というんか、設備費は、これは大きいわね。余り大きゅうないん、これは。面積ちっちゃいん。これも1,000万円ぐらい。

○事務局

業者設置ということで、確認はとっていないんですけど、面積的に大きいんで、以前の1,000万円よりは高額かと思われま。

○石原会長

何かご質問、ご意見ございますか。

特にありません。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようでしたら、ご判断を仰ぎます。

農業委員さんにお尋ねします。30の15につきまして、許可相当と考える方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ほぼ全員ですね。では、許可といたします。

○岡野委員

ありがとうございました。

○石原会長

大体これ、委員会でいうあれかもしれん、投資目的、大体。上の何とかソリューションさん、ループというんだと思うけど、僕、たまたまきょう、50キロワットってどのぐらいのサイズかなあと想着、来る前に調べたりしよったんですけど、この会社も東京の会社じゃけど、投資のほうのご案内もちゃんとしていますね。

ということで、許可ということになりました。

じゃあ、次、参りましょう。

5ページに参ります。

30の16につきまして、淵本委員、説明願います。

○淵本委員

30の16について、26番が説明いたします。

土地の所在地、備前市穂浪2348、登記地目、田、現況地目は畑。譲受人ですが、有限会社川崎商会、日生町寒河38番地です。譲渡人、穂浪■■■■、■■■■、■■歳。転用の目的ですが、川崎商会の露天駐車場となっています。農地区分は3種となっています。

この点について、いろいろ聞いてまいりました。譲渡人の■■■■さんは■■歳と、もう高齢であります。何年か前までは、畑として農作物をつくっていたということですが、もう現在では全然できないということで、耕作放棄地となっています。有限会社川崎商会ですが、田んぼなどは持っていないので田では買えないと、地目変更をしてから露天駐車場として利用したいということです。現在の店が駐車場などが非常に狭くなったということです。

地図のほうをごらんください。これは、穂浪木生地区の中心地となるところです。250号線を挟んでいますが、北側にコメリとかセブンイレブンがあります。南側の川を挟んで川崎商会があります。主に、マツダオートの自動車関係の販売をしているんだと思います。その南べらに農地があります。その隣も農地があるんですが、この人の隣の方の承諾書を受けているということです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議の上、よろしく願います。

○石原会長

ありがとうございます。

じゃあ、事務局説明願います。

○事務局

議案第13号、受け付け番号16番でございます。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど淵本委員からご説明のあったとおり、申請人の駐車場ということでもありますので、目的についても適当であると考えます。

次に、資力及び信用についてですが、申請人は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

また、転用行為の妨げとなる小作の関係でございますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は商業用の駐車場のため、必要最小限の面積であり、適

正であると考えます。

また、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30の16についてご審議願います。ご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、ご判断を頂戴します。

30の16、許可相当と思われる農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。

30の17、森本委員、説明願います。

○森本委員

それでは、10番の森本が30の17の説明をいたします。

土地の所在地、日生町寒河2265-8、登記地目、現況地目、畑、登記面積389㎡。譲受人、兵庫県赤穂市若草町●●●●、●●●●、●●歳、会社員。譲渡人、日生町寒河■■■■、■■■■、■■■■歳。このお二方は親子でございます。転用目的、自己住宅。施設の概要が居宅1棟74.81㎡、車庫1棟38.44㎡で、農地区分が2種です。調達内訳ですが、金融機関への借入れ3,200万円です。

現在、兵庫県赤穂市内の借家に妻と2人で生活していますが、家族もふえる予定がありますので、ゆとりある生活スペースを確保するため、申請地に新居を建築します。

なお、申請地は父の所有地であり、かつ両親の居住地から近いので、将来、両親の面倒を見るのに便利ということです。

それから、建設予定地は、現況は畑ですが、境界沿いに建築ブロックが設置されているので、盛り土による土地の崩壊はありません。雨水については、敷地内に宅地ますを設置し、隣接する一般水路に放流します。また、生活雑排水については、公共下水道に接続し、放流します。建設予定地は、軽量鉄骨2階建ての建物であります……。

失礼しました。その前に、11ページの地図をごらんください。

北側は9mの幅員の市道であり、西側は宅地なので、日照、通風については特に問題ありません。ご審議の上、ご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局説明願います。

○事務局

議案第13号、受け付け番号17番、まず農地区分につきましては、農用地区域にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど森本委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅と車庫ということでありますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったこともな

く、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

また、転用行為の妨げとなる小作の関係でございますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は自己住宅と車庫ということで、面積についても適正であると考えます。

次に、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30の17について、ご質問、ご意見頂戴いたします。

特にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですのでご判断願います。

30の17について、農業委員さんにお尋ねいたします。許可相当の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可といたします。

○森本委員

ありがとうございました。

○石原会長

そして、審議案件の残してまいりました30の18に戻ります。

そして、議案第14号へ入っていこうと思っておりますので、3ページ。

結論、まだ出ていない。

○事務局

出てないです。

○石原会長

打ち合わせをする、事務局で。一番最後にしたほうがええ。わかりました。

そして、ざっと先へ行ってから。

私にも説明していただけるそうなので、じゃあごめんなさい、もとに戻ります。

6ページ、議案第14号、農地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を受けております。

7ページ、8ページですね。何かお気づきのこと、ご質問のあること、ございましたら頂戴いたします。

●●君はここで新規に出されてきたんですかね、これ。今までは、借りられとるのは借りられていましたよね。

○事務局

米つくった人がおるんですが、それはもうやめますんで、今度はニンニクを作っています。

○石原会長

ニンニクね。はい、わかりました。

○委員

ちょっと説明させてもらいますが、30の48番、これ作物、何も書いていないんですけども、私、問い合わせたら稲作と、一部野菜と、畑作をするんだということです。

この▲▲▲▲さんと◆◆◆◆さんっていうのは親戚関係でして、▲▲▲▲さんが会社員です。◆◆◆◆さんという人は私と同級生の父親の息子さんでして、この人はもう姫路のほうへ出られておまして、この五石地区には、家はあるんですけど住んでおりません。念のために、何をつくるんだということを聞きましたら、さっき申しましたように、水稻をつくるんだと、一部野菜というような返事をいただきましたので、作物を何も書いてないですけども、報告させてもらいます。

以上です。

○石原会長

ありがとうございます。

30の16については、岡山市東区から●●●●、久々井の■●●■さんのところをお借りになられるんですけど、これ、水稻をわざわざしにやってこられるんですか。

○委員

ちょっと聞いとんのは、これ、■●●■君のお母さんのお姉さんの子供じゃねえかと思うん。

○石原会長

お母さんのお姉さんの子供。

○委員

お母さんのお姉さんが西大寺のほうへ嫁に行つとる先じゃねえかと思うんです。それで一応、きょう電話で聞いてみたら、3年つけるんじゃないことらしいです。

○石原会長

荒れんということはいいことですけども。そしたら、この●●●●さんがわざわざ機械を持ってくるんですか。■●●■さんの機械をお使いになる。

○委員

そうじゃろう。結局、自分ほうの、■●●■さんの機械やこう全部使うてということでしょう。

○石原会長

ああ、そうですか。はいはい、わかりました。

あとは、お気づきのことございません、皆さん。

(「なし」の声あり)

○石原会長

なければ、ご承認いただけますでしょうか。

ごめんなさい、今脇さん。

○今脇委員

済いません。今の久々井の件ですが、畑と出ておりますが、そこにも水稻をつくられるんですか。ちょっとこれ、わかりませんので。

○委員

現状は田んぼになっと思ったと思うんです。

○石原会長

ここでは、現況は畑になっていますね、書いてあるのは。

○委員

現状は畑なんじゃ、現状じゃなしに、実際には田んぼになっとなるわけです。

○石原会長

ああ、そうですか。

○委員

はい。

○石原会長

よろしいですか、今脇さん。

○今脇委員

ありがとうございました。といいますのが、水利権が畑やこうじゃったらないと思いましたが、それでお尋ねしました。

○石原会長

なるほど。畑にすると、水利費負担、そこらあたりはどうなっとなるだろうか、区長さん。

○委員

水利費は、関係ないんです。自分ほうの小さい池があるんです。そやから関係ないんです。

○石原会長

私有池が。

○委員

はい。

○石原会長

なるほど。わかりました。
そのほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、承認されました。
次へ行きます。

9 ページ、報告第 8 号農地法第 3 条の 3 の規定による届け出につきまして、相続ですよ。相続につきまして、あっせん希望はないんだということでもありますけれども、この担当者、

439㎡の神根本の農地ですけれども、差し支えないんですか、あっせん希望なしで。

○委員

はい。

○石原会長

わかりました。

では、報告ですのでお含みおきください。

10ページに参ります。

報告第9号農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして出ております。

先ほどの30の9はもう既に■■■■さんの案件でありまして双方合意ということと、もう一点は38は吉永の三股の案件でございました。お含みおきください。

そして、11ページに参りまして、地目変更で田から畑というのと、農業用倉庫200㎡以下の場合には届け出だけでいいということでありまして、30のほうはその案件が出ております。

金本さんと植田さんになっていきますけれども、何か皆さんに説明することはありますか。

金本さんのほうから。

○金本委員

30の4でございます。

この案件につきましては、先月、宅地に地目変更をさせていただきました。その中で残った面積です。これが宅地に変更しますところから水路へ水を入れる取り口があったんですが、そこが宅地になります。その残った部分については、田として使用はもうできなくなるということの中で、畑で使用するよという指導等をさせていただきまして、今回、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○石原会長

ありがとうございます。

それから、植田さん、この何か30の5については。

○植田委員

30の5番ですけど、これ、多分●●●●さん、申請があったときにもうあれやったんかなあ、亡くなられと思うんです、これ。兄貴さんが新たに出したと思うんですけど。これ、●●●●歳の●●●●さんは亡くなられて、隣に兄貴さんがおるんですけど、その人から申請があったんですけど。それで、自分とこの倉庫もあるんですけど、物すごく古くて、機械を入れるのにもあれやから、隣ですから、田になっているんですけど、もう長いこと米はつくっておりません。ということで、野菜を少しくつとったんですけど、とりあえず倉庫にしたいというふうなことを聞いております。

○石原会長

ありがとうございます。

以上で報告終了です。

ちょっと皆さん、私と事務局、打ち合わせっていうことで、休憩させてください。

何分ほど見ておけばよろしい。5分ほど。10分。

○事務局

10分あったら打合せできます。

○石原会長

10分。

じゃ、10分ほど休憩させてください。

それじゃあ、再開いたします。

一番最後に回していただいております今脇さんの案件、もう一遍仕切り直して今脇さん、説明行きましょうか。

それでは30の18、今脇委員、説明願います。

○今脇委員

それでは、再度説明させていただきます。

番号30の18、土地の所在地、佐山4432、登記地目、田、現況地目、田、登記面積1,493㎡。譲受人、備前市佐山●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人、備前市佐山■■■■、■■■、■■■歳。譲り受け理由、増反による。譲り渡し理由、労力不足。譲受人の耕作面積、1万9,003㎡。家族数3人。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○石原会長

それで、中座していましたが、調べてきていただいた報告を受けながら、皆様方にご判断願います。

じゃあ、事務局、説明してください。

○事務局

先ほど3条である農地として取り扱うのか、5条として、宅地として取り扱うかという問題提起について、税法的にどうなのかという質問だったかと思います。

それにつきまして、税法的に、今、税務課のほうに確認しましたら、当該施設が温室等であって、その内部で工作が行われているときは、地目は農地として認定をされておるといことでございます。

それから、先ほども今脇推進員さんに確認をさせていただきましたが、内部は農地として利用しており、今回は農地としての3条の申請としていけばいいということで、提起のほうをさせていただきますというところでございます。審議のほど、よろしくお願います。

○石原会長

それでは、皆様方、今の説明を受けてご質問、ご意見頂戴いたします。なければご判断願います。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、ご判断願います。

農業委員さんにお尋ねします。

30の18について、許可相当の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。では、許可といたします。ありがとうございます。以上をもちまして今日の審議は終了いたしました。

- 6. 閉 会
- 7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	12番	瀧川	堯文	委員
	備前市農業委員会委員	13番	南	栄江	委員